

<知 事 訓 示>

- 厚生労働省は令和5年4月27日、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症を感染症法上の「5類感染症」に位置づけることを決定いたしました。
- これを受け、県対策本部会議におきまして、現在、実施している県民・事業者の皆様への要請等の期間を「令和5年5月7日まで」とすることと決定いたしました。
- また、国は令和5年4月28日の閣議において、令和5年5月8日に政府対策本部を廃止する旨を決定いたしました。
- 県対策本部は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第25条の規定に基づき令和5年5月8日に廃止をすることといたします。
- 本県では、令和2年2月20日に任意の対策本部を設置し、その後、同年3月26日には特措法に基づく対策本部に、これを行き移させ、これまで新型コロナウイルス対策を機動的かつ強力に推進してまいりました。
- また、本日も含め、計88回の県対策本部会議を開催し、緊急事態措置やまん延防止等重点措置など、その時々々の感染状況に応じ、県民や事業者の皆様への要請やお願いを行ってまいりました。
- 職員の皆さんにおかれましては、3年以上の長きにわたり、

全庁体制で新型コロナ対策に全力で、ワンチームで取り組んでいただいたことに、心から御礼を申し上げます。

- 他方、新型コロナウイルスが法律上、5類感染症に移行したとしてもウイルス自体がなくなるわけではありません。
- 県民や事業者の皆様には、基本的な感染防止対策をお願いしていくこととなります。
- 職員一人一人が県民の皆様の模範となるよう、率先して適切な感染防止対策を講じていただけるよう、改めてお願いを申し上げます。
- また、5月8日以降は、コロナ罹患時の対応や医療費の公費支援など、これまでとは異なる新たな対応をしていくこととなりますが、県民の皆様が混乱することがないように、特に移行期間におきましては、皆様の御協力をいただき、万全な準備を進めてください。
- 更に、これまでコロナ対策を通して得られた知見と経験を活用し、本県の更なる発展に向け、県、そして県民、県庁がワンチームとなって取り組んでいきたいと考えておりますので、県庁の皆様におかれましては、率先してお取り組みをいただけるようお願い申し上げます。本当に3年間、皆様お疲れさまでした。